

緊急事態宣言の再発令期間の延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について

令和3年5月7日に国が決定した緊急事態宣言の発令が延長されている期間中は、幼稚園、小中学校において、幼児・児童・生徒の学びを保障する観点から、これまでの緊急事態宣言期間中の教育活動について一部見直しを行った上で、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を一層強化して教育活動を行います。見直した主な内容にはついては下線太字にしています。

1 緊急事態宣言時の登校・登園について

(1)小中学校では、緊急事態宣言の期間が一か月を超える長期間になることから、これまで以上に感染症への感染不安を理由として学校を欠席する児童・生徒に対してオンライン等を活用した学習を促すとともに、ハイブリッド型オンライン授業やオンライン朝の会の実施や課題の提示等を行い、児童・生徒の学びを引き続き保障します。

(例)

- ・Microsoft Teams を活用した朝の会、ホームルームなどの実施
- ・Microsoft Teams を活用したハイブリッド型オンライン授業の実施
- ・時間割にしたがった授業時間ごとの Microsoft Teams による教員の課題の指示
- ・小学校新1年生に対するひらがなの練習などのプリント課題の提示
- ・まなびポケットの School Takt や e ライブラリーによる課題提示、提出
- ・NHK for School の視聴などの課題提示
- ・Microsoft Teams を活用した帰りの会、ホームルームなどの実施
- ・Microsoft Teams を活用した個別指導の実施

(2)幼稚園では、感染症不安や登園自粛により家庭で過ごす園児に対して教員が電話するなど幼児の心をケアします。また、園では、これまで以上に密を避けた少人数での活動とするとともに昼食時の感染症対策を徹底します。

(3)学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、幼児・児童・生徒の状況を的確に把握し、不安や悩みを抱えている場合は、教員による相談の実施やスクールカウンセラー等による支援など、適切な対応を行います。

2 幼児・児童・生徒に対する指導

(1)基本的な感染症予防策の再徹底

- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)を再確認します。
- ・毎朝の検温及び健康観察を再徹底(体調不良の症状が見られる場合は休養)します。
- ・教室等の密集を確実に回避(児童・生徒等同士の間隔を可能な限り1m以上確保)します。
- ・児童・生徒数が多く登校時の密を避けることが難しい学校では、時差登校の実施により3密を回避します。

- ・教室の換気については30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にしたり、2方向の窓を同時に開けて授業を行ったりすることを再徹底します。

(2)学習活動について

①緊急事態宣言が発令されている期間中は、感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い以下の学習活動を中止します。

- ・音楽における歌唱の活動や管楽器(リコーダー等)を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動(マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など)
- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合って観察したりする実験や観察、実習

②幼稚園では、これまで以上に密を避けた少人数での活動を徹底します。

③感染症不安を理由として学校を欠席する児童・生徒へのオンライン学習等を実施します。

- ・児童・生徒に配備されているタブレット端末等を活用して、小学校新1年生を除くすべての学年の児童・生徒に対してオンライン学習を実施します。
- ・新型コロナウイルス感染症に対する不安から学校を欠席している児童・生徒に対し、タブレット端末を活用して週に1回程度のオンラインによる個別面談等を実施します。

(3)部活動について

- ・緊急事態宣言が発令されている期間中、**部活動の大会参加、練習への参加については、参加する生徒の保護者の了承**を得ます。
- ・緊急事態宣言が発令されている期間中、**大会参加等を控えた部活動の練習は、感染症対策を講じた上で短時間での実施**とします。
- ・緊急事態宣言が発令されている期間中、**中学校体育連盟等が主催する大会には、感染症対策を講じた上で参加**します。
- ・中学校体育連盟等の加盟団体が、連盟主催の大会に参加する場合、昼食の喫食時には、生徒だけで喫食させず、喫食時の身体的距離の確保、会話を控えることなどの指導を徹底します。
- ・緊急事態宣言が発令されている期間中、中学校体育連盟等の加盟団体が主催しない対外試合・合同練習等は実施を控えます。

(4)学校行事について

- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事を中止します。
- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、修学旅行等の宿泊及び都県境をまたぐ移動を伴う行事を中止します。

・運動会については、延期もしくはオンライン開催及び教育委員会と協議して以下の対策を講じていることが認められた場合についてのみ開催します。

○屋外での開催とします。(校舎内に保護者を入れたり、滞留させたりしない。)

○児童・生徒については、学年や学級単位での人数を制限した入れ替え制で実施します。参観する保護者についても学年や学級単位で入れ替えての実施とします。

○保護者の参観は、児童・生徒1人につき2人以内として参加者の人数を制限します。

○1学年の演技時間を制限し、短時間での開催とします。

○声援は大声を出さずにマスクを着用し、拍手のみで行うよう児童・生徒に指導します。また、保護者にもマスク着用の他、声を出しての応援を控えるよう周知します。

○競技種目については、身体が一定の時間、密接する運動種目を避けます。

・緊急事態宣言の発令が延長されている期間中は、期間内に予定している幼児・児童・生徒及び教職員以外が来校する行事等については、短時間での実施、実施日を分けて少人数での実施、オンラインでの開催など感染症対策を講じた上での開催とします。(オンラインで開催する際は、授業者や話し手、黒板のみを画面に映すなど、教室等にいる児童・生徒が画面に映らないよう工夫して実施)

(5)昼食や休憩時間における感染症予防策の再徹底

・喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用するよう給食指導を再徹底します。

・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしないよう指導を再徹底します。

・幼児の昼食時は、会話はしないよう指導を再徹底します。

・休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしないよう指導を再徹底します。

(6)幼児・児童・生徒及び教職員以外の来校について

これまで同様に、緊急事態宣言が発令されている期間中は、期間内に予定している保護者会や学校公開等、幼児・児童・生徒及び教職員以外が来校する行事などを原則として中止します。ただし、幼児・児童・生徒の学びを保障するための外部の方の来校については、感染症対策を講じた上で可能とします。

・緊急事態宣言の延長期間に開催する行事で来校する外部の方に対しては3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)の再確認や検温及び健康観察などの確認を求めます。

・就学相談や転学相談の対象となっている幼児・児童・生徒及び保護者の特別支援学級の見学については短時間での開催とし、見学時に密とならないようにするなどして、個別の配慮として対応します。

・特別支援教室利用者の保護者と教員の面談については、短時間での開催とするなど個別の

配慮として対応します。

- ・学校施設の維持管理やICT機器の整備など、子どもと接触しない作業のみの事業者については来校を可能とします。

3 家庭における感染症対策の依頼

(1)家庭における感染症予防策の再徹底

これまでの感染者の感染経路において、家族内感染が最も多い状況から、家庭における感染を学校に持ち込まないため、家庭での感染予防の取組を一層徹底するよう改めて保護者に協力を要請します。

- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)の再徹底を要請します。
- ・毎朝の検温及び健康観察の徹底(家族等の同居者に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養するよう依頼)を要請します。
- ・十分な換気、手が触れる場所などの消毒、タオルなどの共用の回避を要請します。
- ・定められた時刻以降の不要不急の外出の回避を要請します。
- ・不要不急の都県境をまたぐ移動の自粛を要請します。
- ・家族等の同居者で体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方の会食の回避を要請します。
- ・家族等の同居者も含め会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などの再徹底を要請します。

(2)家庭から学校への連絡の再徹底

- ・幼児・児童・生徒本人及び家族等の同居者が、PCR検査を受けた場合、濃厚接触者となった場合、感染が判明した場合の速やかな学校への連絡の再徹底を要請します。

4 教職員等の健康管理の徹底

(1)基本的な感染症予防策の再徹底

- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(会話や会議の際のマスク着用)を再徹底します。
- ・毎朝の検温及び健康観察を再徹底(健康状態に不安がある場合は自宅で休養)します。
- ・委託事業者に対する健康管理を再徹底します。

(2)昼食や休憩時間における感染症予防策の再徹底

- ・喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用します。
- ・大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話を回避します。
- ・休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話を回避します。

(3)家庭における感染症予防策の再徹底

- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)を徹底します。
- ・毎朝検温、健康観察を徹底(同居者等の家族にも協力を再度要請)します。
- ・十分な換気、手が触れる場所などの消毒、タオルなどの共用を回避します。
- ・家族等の同居者で体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方との会食を回避します。
- ・家族等の同居者も含め会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底します。

(4)勤務時間外における感染症予防策の再徹底

- ・定められた時刻以降の不要不急の外出を回避します。
- ・不要不急の都県境をまたぐ移動を自粛します。
- ・大人数での会食等を自粛します。
- ・出勤時の混雑を可能な限り回避します。

現時点における判断であり、今後の感染状況の変化等に伴って、登校・登園の制限や教育活動の内容変更が必要な場合は、状況に応じて見直します。
